

第12章 健康保険高齢受給者

1. 健康保険高齢受給者

(1) 対象者

70歳以上75歳未満の方

(2) 該当期間

70歳の誕生日の翌月（誕生日が月初日の場合は当月）から75歳の誕生日の当月（誕生日が月初日の場合は前月）まで。ただし、期間内に後期高齢者医療制度の該当になった場合は、その月まで。

2. 高齢受給者に対する保険給付

(1) 保険医療機関等を受診する場合

一部負担割合を証明する「健康保険高齢受給者証」（以下、高齢受給者証）を当組合から事業主経由で対象者に該当月までに交付します。医療機関等において診療を受けようとするときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、高齢受給者証を被保険者証に添えて窓口へ提示してください。

(2) 一部負担金

保険医療機関を受診したときの一部負担金は、原則総医療費の2割（現役並みの所得のある方は3割）です。

さらに、同一月に同一の保険医療機関（レセプト1件につき）で入院、外来ごとに政令で定められた金額が自己負担限度額となります。

(3) 高齢受給者の高額療養費

同一月に世帯単位で支払った一部負担金合算額から政令で定めた額を控除した額が支給されません。

(4) 現役並みの所得のある方

ア. 高齢受給者のうち、標準報酬月額28万円（21等級）以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者が対象です。ただし、前年度収入の合計額が以下の一定額に満たない場合には、申請により2割の負担となります。

○ 70歳以上の被扶養者がいる場合 520万円

○ 70歳以上の被扶養者がいない場合 383万円